

気象警報発令時の注意

奈良県立生駒高等学校

1) 大雨、洪水、暴風等の警報発令時

I 奈良県北西部のいずれか(ただし、生徒が居住していない市町村は除く)に警報が発令されているとき

※令和4(2022)年度は、**御所市・高取町・明日香村**を除く

1 家庭に留まっている時、登校しない

その後、気象警報が解除された場合は

ア) 平日は午前11時(11時を含む)以前に、解除された時は、速やかに登校する。

ただし、交通機関の途絶などで登校が困難な場合は、担任に連絡する。

イ) 平日は午前11時(11時を含まない)より後で解除された時は、臨時休業とする。

2 在校中に気象警報が発令された時

状況により、学校で待機するか、下校するかは指示を待つこと

3 学校への移動途中に、警報の発令を知った時

登校するか、帰宅するか、地理的により安全な方に移動する。

II 奈良県北西部の市町村以外で、警報が発令されている時

登校することになるが、その場合にも、交通機関の状況、自然状況等に十分注意して判断する。

河川などの状況により登校が困難な場合は、担任に連絡し、自宅で待機する。

2) 光化学スモッグ対策

(1) 注意報の時 (ア) 病状の有無の点検

(イ) できるだけ屋外での運動を避け屋内にはいる

(ウ) 水道水等でうがい、洗顔をする

(エ) 病状を訴える者があれば直ちに屋内に入れ医師の指示を受けるとともに関係機関に連絡する

(2) 警報の時 注意報の各措置事項について徹底をはかる。

生駒高校 0743-77-8084

定期考査期間中の気象警報発令時の注意

奈良県立生駒高等学校

午前7時(7時を含む)以前に 解除された時

交通機関の状況、自然状況等に十分注意し、速やかに登校する。
考査を予定通り実施する。

この時点で、警報発令中であれば、自宅待機する。

その後

午前9時(9時を含む)までに 解除された時

12時40分からSHR、13時から考査1限目を開始する。

1限 13:00～13:50

2限 14:05～14:55

3限 15:10～16:00

午前9時(9時を含まない)より後で 解除された時は、臨時休業とする。

この場合、当日の試験科目については、実施日を検討し、連絡する。

※河川などの増水状況などで登校が困難な場合は、学校に連絡すること。

生駒高校 0743-77-8084